

Agenda Item 6

CX/GP 04/20/5

**FAO/WHO 合同食品規格計画  
コーデックス一般原則部会  
第 20 回  
パリ（フランス）2004 年 5 月 3-7 日**

**食料のトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義  
(フランス作成準備)**

**背景**

1. 第 49 回（臨時）執行委員会（2001 年 10 月）において、コーデックスの枠組みの中で、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの一般問題をどのように扱うかについて議論した。執行委員会は、一般原則部会が次のようなトレーサビリティの側面について検討することを勧告した。その側面とは、食品の安全性の目的（つまり、SPS 措置）と、TBT 措置としての正当な目的のことである。しかし、まずははじめに検討すべきことは、リスク分析のための作業原則におけるリスク管理の選択肢としてのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使途についてであり、食品輸出入検査証明制度部会の役割についても留意すべきという意見を執行委員会は有している。執行委員会は関係部会（一般原則部会、食品輸出入検査証明制度部会、食品衛生部会及び食品表示部会を含む）がそれぞれの所掌内で適切であるとみなす業務を請け負うべきであることに合意している。
2. 第 50 回執行委員会（2002 年 6 月）において、他のコーデックス部会で検討中の用語と一貫性をもたせるために、タイトル中の“トレーサビリティ”の後に“プロダクトトレーシング”という用語を付け加えることが合意された。第 49 回執行委員会において既に合意されたように、優先順位については言及せずトレーサビリティの二つの側面を維持すること、および第一に検討すべきことは、食品の安全性のリスク管理の選択肢としてのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使用についてであると示すことを執行委員会は合意した。
3. 第 16 回会合（2001 年 4 月）において、コーデックス一般原則部会はトレーサビリティについて論じた。この機会に意見を述べたすべての代表団は、この問題の重要性とトレーサビリティの概念及び適用に対する統一的なアプローチの重要性を強調した。代表団やオブザーバーがこの主題の進展において重要であると考える個々の問題とは以下に挙げる、「リスク管理におけるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの位置付け」、「製品の完全性、信頼性及び識別性のためのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使用」、「同等性措置の使用」、「トレーサビリティの実行可能性、特に開発途上国における適用の実現可能性」、「消費者の信頼及び製品の特徴及び生産地に関する情報」、「法的責任及び補償のためにトレーサビリティ／プロダクト・ト

レーシングを使用することの可能性」である。

4. 第17回一般原則部会（2001年4月）では執行委員会の勧告を踏まえて、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する作業に着手する必要性について論じた。部会では特に、トレーサビリティを優先順位の問題としてリスク管理の枠組みの中で検討すべきかどうか、または、情報に対する消費者の信頼といった他の目的としてトレーサビリティが使用されるべきかについて論じられた。次の会合でこの問題をさらに検討するために事務局がディスカッションペー パーを作成することを部会は合意した。一般原則部会で検討するために用意される文書の中に地 域調整部会における議論の結果を組み入れることがこの会合中に合意された。

5. 第18回一般原則部会（2003年4月）において、地域調整部会の会合で表明された見解を 報告するために事務局が用意したペーパーに基づき、“トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング”に関する議論が再開された。コーデックスの目的のための“トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング”の定義の策定を進めるのに十分なサポートがあると結論を下し、次回の一般 原則部会通常会合で検討するための草稿を作成するために、フランス代表団の指示の下で期限の 決められていない電子ワーキンググループが設立されることを合意した。

6. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングがコーデックスの直面する一般的な問題であ ると執行委員会が明確に示したことが、第3回バイオテクノロジー応用食品特別部会（2002年5 月）において指摘された。バイオテクノロジー応用食品特別部会において、トレーサビリティ／ プロダクト・トレーシングはコーデックスにとって新しいものというわけではないが、これまで 系統的な方法で扱われてこなかったことや、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを求 めるいかなる手段も、食品の安全性の目的（つまり、SPS措置として）を有するか、またはTBT の措置としての正当な目的を有するかについて十分な根拠が示されなければならないことをコー デックス総会（2001年6月）のために事務局が用意したペーパーが指摘したことが喚起された。 執行委員会は事務局ペーパーで要点を説明された分析及びアプローチを概ね支持することがバイ 特別部会において示された。ステップ7にあるバイオテクノロジー由来食品のリスク分析の テク特別部会において示された。トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使用を阻害するのではなく、リスク管理の措 置を実施し、強化するための手段のひとつであるとして、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの疑問を文脈の中に位置づけるように原則案を修正した。

7. 第4回会合（2003年3月）の期間中に、バイオテクノロジー応用食品特別部会は、トレ サビリティに関する公開討論を設けた。その概要において、議長は討論内容の概要を述べた。そ れは、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの検討はこの特別部会で始まっており、コ ーデックスの枠組みの中でさらなる議論を継続するコンセンサスがあること、トレーサビリティ／ プロダクト・トレーシングはフードチェーンを通して食の安全を確保するための重要な要素で あること、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは透明性及びより一層改善された情報

に対する消費者の要求に対して何らかの処置を施すことができるであろうこと、さらに、特に公正な取引を確保するために、開発途上国がトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを実施するにあたってはさらなる配慮が必要であることなどである。

8. 第10回会合（2002年2月）において、食品輸出入検査証明制度部会（CCFICS）は、食品の検査及び証明制度との関連でトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの問題を扱った。「トレーサビリティ」の概念は、すでに多くのコーデックスの文書の中に盛り込まれており、多くの場合、製品の識別及び回収の手続きに結び付けられているものであるということや、原産国の条項が、少なくとも2つのコーデックスの文書におけるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの必須要求事項を含んでいるものの、コーデックスの文書は食品や原材料の産地にトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを適用していないということや、また、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、WTOの貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）に記述される正当な目的としての不公正な取引の防止に関連づけられるような公正な取引（例：有機栽培で生産された食品）を確保するためにも使用されるかもしれないということを、CCFICSは指摘した。この会合で提出されたオーストラリアの事務局ペーパーの範囲内においては、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを食品の識別性を維持する手段として記述されており、いくつかの定義に基づいて総会で採択されたが、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの概念は必須要求事項として含まれると考えられるかもしれない。検査及び証明は、トレースされるべき食品のための必須要求事項を実施するための（つまりトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを必須要求事項として適用しなければならない状況を成文化するよう試みる）最も有効な手段である（場合によっては）という事実を認めるために、CCFICSは、部会の所掌に照らしてトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを扱うためにさまざまなシナリオを検討した。

9. 第11回会合（2002年12月）において、CCFICSはスイス（フリブルー、2002年8月）にて開催されたワーキンググループで特定されたトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関連する構成要素について検討した。それらの要素とは、食品を特定する能力（食品の識別性）、食品がどのように変化したか（該当する場合）、食品がどこから来てどこへ送られるのか（一段階前及び一段階先）、及び製品の特定（その製品が何であるか）と製品情報の結びつきである。一方で、これらの要素の適用は個々の文書で追及された目的に依存しているであろうことにもCCFICSは言及した。トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義の作成については一般原則部会（CCGP）に責任があり、CCFICSは食品の検査証明制度に関するトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに責任があること、また、CCFICSやその他の部会内での議論及び提出されたコメントと同様に、食品の検査証明制度に関する現行の文書は、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関するCCFICSの文書の現下の妥当性及び適用性や、この領域における将来の作業の必要性を決定する際に勘案されるべきであることをCCFICSは承諾した。CCFICSは上記の見直しを実行し、その所掌を達成するために、スイスの議長の下でトレーサビリティについてのワーキンググループを再び開催した。ワーキンググループは、その他の関連するコーデックス部会におけるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシング意に関する議論につ

いて考慮するべきである。

10. 第44回会合（2001年10月）において、食品衛生部会は第49回執行委員会の勧告について振り返った。その執行委員会では、関係部会（一般原則部会、食品輸出入検査証明制度部会、食品衛生部会及び食品表示部会を含む）がその勧告に従って、各部会の所掌内で適切だと考えるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する業務に取り組むことが承認された。この点について、食品衛生部会（CCFH）は、前回会合における決定に言及した。その前回会合での決定とは、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは微生物のリスク管理実施のための原則及びガイドライン案に関する作業の枠組みの中で検討されるということである。さらに、食品衛生に関するトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに係る特定の業務に取り組むことは時期尚早であるという意見をCCFHは示した。第45回会合（2003年1月）において、CCFHは同じような考え方に基づき、CCFICS（食品輸出入検査証明制度部会）及びCCGP（一般原則部会）を含むその他のコーデックス各部会の範囲内で継続している議論はプロダクトトレーシング／トレーサビリティ定義案作成を進める前に勘案されなければならないと指摘した。

11. 第31回会合（2002年5月）に、食品表示部会は、コーデックスにおけるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの検討に関する第49回執行委員会の勧告について喚起し、この分野における他の部会で取り組まれている業務やいくつかの表示に関するコーデックス文書及び個別商品規格は原産国を含むプロダクトトレーシングに関する条項を盛り込んでいることを指摘した。表示の信頼性を保証するために、特にトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは食品表示部会の業務に關係があること、すなわち、より系統だったアプローチが求められ、表示の問題に対するアプローチにおいて一貫性を保証することが定義されなければならないことを、政府代表団やオブザーバーの中には指摘するものもあった。食品輸出入検査証明制度部会の作業は、限定された具体的な表示の問題を扱うのではない。また彼らは、CCGPの中での全体的な議論をより円滑に進めるために食品表示部会から報告されることの重要性についても強調した。一方で、CCGPは他の部会に全体的な指導を与えることを期待されており、CCFICSはこの分野で既に作業を行っていることから、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する具体的な作業に取り掛かるのは時期尚早であると表明する別の代表団やオブザーバーもあった。コーデックスの作業のためにトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義が策定されていないことや、この問題はCCGPでまず取り扱われるべきであることについても言及された。トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング及び食品表示に関する個別の課題を引き受ける必要性があるかどうかについてのコンセンサスは得られていないものの、一般原則部会はこの問題については他の部会で取り組まれている作業を考慮しつつ、次回会合でさらに議論されるべきであることに合意した。第31回食品表示部会会合（2003年5月）は基本的に同じ議論が繰り返された。

#### 用語及び定義についての一般的論点

12. 2003年の文書において、コーデックス事務局はトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの概念についての2つの構成要素を特定した。すなわち、製品をトレースする能力と、行為そのものであり、その成功は情報システムの在り方に依存する。

13. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する WG は、フリブルで開催された第 1 回会合（2002 年 8 月）において、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの暫定的定義（作業用定義）に合意した。その適切性はいくつかの地域調整部会で認識された。この点に関して、WG は以下の要素を考慮した。それらの要素とは、食品を特定する能力（製品の識別）、それがどのように変化したか（該当する場合）、それがどこから来て、どこへ送られたか（一段階前及び一段階先）（製品に関する情報）、及び製品識別と製品情報とのリンクのことである。
14. 2003 年の文書で、コーデックス事務局は、コーデックスの目的のために“トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング”に関する ISO9000 : 2000 の定義を使用することの適切性に疑問が呈されてきたことに留意した。ISO の定義は、極めて広く、49 回執行委員会で議論されたトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する事務局の文書における概念を包含するものである。しかしながら、その定義は、コーデックスの目的には、広すぎる可能性がある。コーデックス事務局は、ISO の定義に矛盾しないが、より狭くコーデックスの目的に限定された、使用可能な定義を作成することを示唆した。この考え方は第 18 回総会において一般的な支持を得た。多くの国は、一般的な ISO の定義は、コーデックスの目的には適切ではなく、同一の用語が大きく異なるシステムを説明するのに使用されていることを指摘した。
15. “トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関するガイドライン又は原則は、食品の安全性とその他という二つの側面に（理論的にこれらを分離しようという努力にもかかわらず）おそらく関係するだろう。製品をトレースする能力があれば、その製品は、目的にかかるトレスされうる。生産、加工、マーケティングチェーンの各段階における記録保持に要求される詳細さの程度に関して、疑問は生じる。しかしながら、“トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング”は、これまで予測できなかった又は特定できなかったリスクの管理に適用可能であるという利点を持っている。
16. 第 50 回執行委員会（2002 年 6 月）において、他のコーデックス部会で考慮されている用語と整合性があるとして、トレーサビリティの後にプロダクトトレーシングという用語が付加されることが認められた。このセッションが第 18 回コーデックス一般原則部会に先立ち開催される中、ある一つの地域調整部会は、この新しい用語（トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング）は、食品及び／又はその原材料をトレースすることという概念のために用いるべき適当な用語であるとして、この追加を歓迎した。しかしながら、他の加盟国等は、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングという用語は不明確であり、コンセンサスを達成するまでの重大な障害となること、さらには、さまざまな言語においてトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングという用語の意味をとらえるにはかなりの問題があることを強調した。この時点で、意味論的議論をするべきではなく、いかなる用語が使用されるかは別としてシステムの定義と、それが以下に実施されるかについて合意されることが望ましいとのいくつかの示唆があった。

## 電子ワーキンググループへの参加

17. 第 18 回一般原則部会（2003 年 4 月）において、次回通常セッション（第 20 回部会）での検討のためのドラフトを策定するために、すべてのコーデックスの加盟国及びオブザーバーが参加可能な電子ワーキンググループがフランス代表団の指揮の下で設立された。フランスの事務局は 2003 年 4 月 24 日に、すべてのコーデックス加盟国、オブザーバー及び前回 CCGP 通常セッションの参加者（事務局作成のリストのうち e メールアドレスが利用できるもの）に第 1 回目の提案を提出するように案内を出した。このペーパーの最初のドラフトは 2003 年 7 月 16 日に同一のメーリングリストを用いて送付され、10 月 1 日までにコメントを提出するようフランス事務局は求めた。

18. このペーパーの策定におけるさまざまな段階で、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、キューバ、フィンランド、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、スペイン、イギリス、アメリカ、欧州委員会からのオブザーバー、ALA（ラテンアメリカ家禽協会）、EAN International（国際 EAN 協会）、49<sup>th</sup> Parallel Biotechnology Consortium から、提案やコメントが寄せられた。

#### 参加者が提出したコメントの分析

19. フランスの事務局は、コーデックスの体制の中でのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関する議論の現状のあらましを示し、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの全体的な定義を作成するのに役立つ適切な手がかりとなる利用可能な題材をふるいにかけながら原案を策定した。ただし、結果的にまとめられたこの作業文書の内容は、過去のコーデックス会合レポートや作業文書の引用及び言い換えの寄せ集めとなつた。つまり、背景のセクション（上述のパラ 1-11）は、コーデックスの体制内でのこの問題に関する議論を取り扱うため総会や執行委員会で決定された事項を要約したものであり、さまざまな関連組織からの意見を思い起こさせるものであった。用語と定義の全体的な問題に関するセクションでは、当面の課題に直接関係のある題材（いくぶん不十分であるが）を分析した。定義そのもの（英語、仏語、スペイン語表記）については、Appendix 1 に記載された。

20. 様々な機会に多数のコーデックスのメンバーやオブザーバーによって繰り返し明言されてきた、しかしながら考案中の案件の達成とは明らかに関連性のない、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの問題への見解や意見が文書の中で喚起されていなければ、コーデックスの中で過去に取り交わされた首尾一貫したトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの見解は示されないであろう（また、この議論に関わるコーデックスのメンバーとオブザーバーにとって、利用しやすい参考文献としての作業文書の有用性には深刻な欠陥があるであろう）ということが本文書の策定中に明らかになった。

21. 別紙（Appendix 2）においてこの（豊富な）資料を見直すことをフランス事務局は決めた。原案に対する回答として提出された意見の中で、この Appendix 2 にある立場の相違をいくつかの加盟国によって言及された。つまり、その Appendix 2 の内容は今後の議論によって益を得るであろういくつかの興味深い点を盛り込んではいるものの、文書のこの部分は定義案に関する議

論を何ひとつ深めていないと言うフランス事務局の評価と同意見のものであった。彼らは本文書（トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義に関する文書）の最終版に Appendix 2 を残す必要性に疑問を呈した。一方で、別のメンバーの中には、定義づけの論点とはまったく関係のない意見を提出するところもあった。

22. 最終案に Appendix 2 は保持されることとなった。上述のメンバーによって示された懸念に対処するために、文書のこの部分の状況の違いを強調するべく編集上の変更がなされた。その変更内容とは、この効果についての前置きが挿入された点と、Appendix 2 の内容が既存のコードックス文書においてどこに記載されているのかを示した点である。

23. 定義自体の策定のために用いられた手法に関して、あるオブザーバーは、フランス事務局が取ったアプローチは偏狭で非論理的であり、手ぬるく役に立たないものであると批判し、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義を白紙の状態から再度開始するよう CCGP に要求した。『トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング』という 2 つの要素から成るこの表現のどちらか一方の部分だけ（トレーサビリティあるいはプロダクトトレーシング）を定義するほうがむしろよいのではないかと改めて表明するメンバーもあった。しかしながら、それ以外の参加者は皆、現在のところ、委員会で合意された枠組みの中で意見を示し、第 50 回執行委員会（2002 年 6 月 上記パラ 2）で承認された用語を用いて作業を進めることに合意した。

24. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの一般的な定義の必要性について過去に否定的な見解を示したあるメンバーは、さらに専門的な分野の中でこのテーマの議論をさらに進めていく前に、製品の性質、避けるべきリスク、製品の産地およびその衛生状態といった個別具体的な情報が利用できないような具体性を欠いた状況において、ワーキンググループの所掌を達成することは困難であると強く主張した。

25. 定義づけの言葉遣いについて、フランス事務局は、ワーキンググループの参加者によって指摘された点を考慮に入れて定義案を改訂し、本文書の初版として配布した。ワーキンググループの参加者が指摘した点とは以下の内容である。製品の識別は製品ごとに 1 つしか存在しない識別子（あるいはそのバッチ）を使用することによって実施されていること、製品の到着あるいは発送時間がその産地及び／または送り先とともに記録されるべきであることが定められている。また、2 つの新しい項目は記載されるべき情報のリストに追加されている。さらに、記録の保持期間については現在言及されているところであり、誰が情報にアクセスしたかわかるようになっている。

26. Appendix 1 にあるとおり、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義において対象とする範囲が食品に限定されることを強調するために、作業文書の題目を修正した。

27. この新しい言い回しにおいて、Appendix 1 のトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義は、以下の側面に関して、様々な参加者が示した見解を多分に考慮に入れている。すな

わち、

- この定義は「包括的で、強制的な」トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの実施を課すものではない。
- 製品に付随する情報の流れではなくフードチェーンの所定の各ステップにおいて記録されるために、製品の移動経路を確立するのに必要な要素のみで構成され、広範な食品管理システムに必須の製品についての関連情報にアクセスできる手段として、この定義はトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの概念に十分に適合している。

#### コーデックス一般原則部会への勧告

28. 委員会は以下の勧告を受けた

- Appendix 1 の定義案について検討し、文書を手続ステップに進めること。
- 提出されたコメントや討議中に示されたその他の関心 (Appendix 2 参照) に取り組むための最善の策について検討すること。

## 食品の「トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング」の定義案

フードチェーンのあらゆる段階において、食品の移動経路および関連する情報が掌握されることを保証するための措置を講じること。以下の内容を含む。

- 製品の特定・識別、食品又はそのバッチを識別する独自の措置
- 製品の情報：
- 使用された原材料
- 当該製品がどのように変化した（処理・加工された）のか（該当する場合）
- その製品をいつ、どこから仕入れ、いつ、どこへ発送するのか（一段階前と一段階先）
- 当該製品に課される管理・規制、また、
- 製品の識別と製品情報の関連

これらの情報は、食品の安全性及び／又は食品貿易の公正な取引のために作成されるものであり、業界、行政及び第三者はこれらの情報を利用してもよい。これらは各業者が記録し、できるだけ迅速かつ容易に検索ができる形で、かかるべき期間保存される。

## トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングに関するその他の関連事項

1. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義を策定する基礎を提供するため、フランス事務局は過去にこの分野について検討されたことのあるコーデックスの作業文書や会合報告書の徹底的な分析を行った。この大部にわたる繰り返しの多い資料は、もっぱらトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義案に全力で取組んできたこのワーキンググループが必要とすることにほとんど寄与していないということは明らかである。しかしながら、初版におけるこの Appendix（この部分は最終版でもそのまま残されている）の中に記載されたいくつかの項目に関しては支持するコメントを寄せたメンバーもあり、さらにはワーキンググループの懸案事項とは関係のない新しい資料までも加えた。それらの見解が筋のとおった正当な内容であれば、この Appendix に挿入されるべきものであろうが…。
2. 最終版では、この Appendix は、コーデックスがトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングについて取組んで以来述べられてきた多くの意見を要約したものとなった。この Appendix は、コメントやコーデックスの手続によって義務づけられた過去の論議（徹底的には検討されていないが）を含み、また将来、コーデックスの体制内でトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングについてさらなる議論をする際の情報源となり利用されるであろう。

### コーデックス委員会の枠組みの中でのトレーサビリティ

3. 本文書では ((ALINORM 01/21 Part IV Add.1)、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングについての条項に適合させるために、コーデックス規格および関連文書の中からコーデックスの所掌および取り扱われる問題に関して、コーデックスの枠組みの中でのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの位置づけをコーデックス委員会事務局は明確にした。この文書はまた、どのようにトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを実施するかについて、いくつかの見解を与えることとなった。
4. ISO によれば、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、高いコストを要する可能性がある。したがって、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを適用するかどうかを決定する場合には、その決定が妥当であることを証明し、その妥当とする理由を文書化しなければならない。食品にトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを適用する理由と、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが食品規格、実施規範、食品表示のテキスト又は同様の文書の一部として要求される範囲を考慮しなければならない。このような理由は、委員会の全体的な所掌であるところの消費者の健康の保護および食品貿易における公正な取引の保証の範囲内に留めなければならない。

5. 「トレーサビリティ」の ISO の定義は、トレーサビリティの要件（もしあれば）のあらゆる側面を、例えば、期間、原産地、識別の点から明確に特定しなければならないと述べている。ISO の定義では、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、義務付けられても、そうで

なくともよく、また、生産・製造チェーンのあるポイントから始めることも、チェーンの終わりより前のあるポイントで止めてもよいということを示している。

6. 「消費者の健康の保護のために」、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを適用する可能性のある範囲は、食品の安全性のリスク管理の決定の一部としてみなされる。このような決定をするには、同一の ALOP (Appropriate Level of Protection ; 保護の適正レベル) を達成することのできる、よりコストが低く、又はある状況においてより適切であるかもしれない他の手段を考慮する必要もある。このような決定は、1)リスクの性質、2) トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング又は他の手段を用いることによるリスク管理能力を考慮に入れ、ケースバイケースで定める必要があるかもしれない。

7. 「食品貿易の公正取引を保証するために」、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを用いることは、WTO の TBT 協定で説明される正統な目的としての「不正な取引の防止」と相互に関係がある。したがって、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを適用するという決定は、ケースバイケースで、1) 果たされるべき正当な目的、2) 何も実行しないことがもたらすであろうリスク、3) 貿易がより制限された状態で正当な目的が扱われ得るか否かを考慮して、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが製造および流通チェーンを通して適用されるのか、チェーンのある部分でのみ適用されるのか、を明らかにする必要があるだろう。

8. さらに、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、遺伝子組み換え生物（食品や飼料として直接使用するのに、あるいは加工するのに意図された遺伝子組み換え生物や、環境に対して意図的な介入を目的としていない遺伝子組み換え生物など）に関して、生物学的安全性に関するカルタヘナ議定書の第 18 条の必要条件を遂行する際に締約国のニーズをかなえるのに役立つかかもしれない。

9. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングがいかに適用されるかが問題である。つまり、とりわけ国際的な食品貿易において適用されるべきモダリティは何であるか。いつ、どのような情報を当該行政当局から別の国の行政当局へ伝達すべきなのか。任意あるいは強制的な食品の品質および安全性の管理システム（として）のトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの要件が、どのようにして国際的な規制の枠組みの中に統合されるべきか。トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの実行可能性、特に開発途上国におけるその適用の実現可能性についても考慮するべきである。

#### その他の懸案事項

10. 過去の議論の間に、また配布された (Appendix 1 にある) 定義案に対する回答として提出されたコメントにおいて、その性質が定義案の中で扱われるのを阻むような、さまざまな懸案事項が再三示された。

#### 目的

11. 消費者の健康に悪影響を引き起こすおそれのある製品をトレースバックし、市場から回収

するために、包括的なトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムを構築することの重要性が強調された。

12. 食品の安全のリスク管理の手段としてのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングについて積極的に考慮しようという主張があるが、信頼性の証明や表示目的といったような食品安全性以外の関連領域にまでこのシステムを広げるべきではない。

13. 消費者の健康を保護するための食品の安全性のためのリスク管理以外の目的でのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの強制的あるいは規制的な使用については反対を受けている…。

14. このようなシステムは、商業的な「特定性の保存（IP ハンドリング）」の規制に拡大適用すべきではない。これらの目的のためのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使用は、消費者の要求に対する商業的な対応であり、したがって、このシステムをいつ、そしていかに適用するべきかを決定するのは市場要因（市場動向）に任せられ得る。

15. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、例えば「有機」食品といった食品の特徴について特段の強調表示がなされる状況において付加価値とプレミアム価格を与えるための任意の手段として用いられる。このような追跡システムを強制的なものとすることは、このような食品の生産者が享受している比較優位を失わせるものであり、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムの保持に係る追加コスト分を取り戻すことができなくなるであろう…。

#### SPS および TBT 協定との一貫性

16. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの使用は、WTO の SPS 協定および TBT 協定の条項と一貫しているべきであり、必要以上に貿易を制限してはならない。

#### コストの問題

17. コストの影響の問題に取組む重要性、さらにトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの実施の市場参入拒否の可能性（その結果生じる開発途上国、とりわけ後発開発途上国との生産システムに対する経済的影响を含む）について指摘された。

18. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、ある状況では経済的利益をもたらすが、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが存在しないときのコストについても考慮するべきである。特に、生産チェーンおよび食品会社において、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングがない場合には、食物が原因となる病気の発生の制御および／または緊急時の安全でない（危険な）食品の市場からの回収が実際にできなくなるかもしれない。

19. こういったシステムのコストは、あらゆる関係者で負担するべきであり、認証および監査団体もまたこのシステムの費用負担をすることができるかもしれない。

20. メンバーからのコメントにおいて、付加的な保証や生産過程についての情報を望む（それらが最終製品からは検出可能でなくとも）消費者団体もいるという事実を喚起するものもあった。これらの然るべき関心事は、貿易従事者が認めた条件に関して、任意の承認制度に適合できるであろう。政府は消費者の関心に応える責任がある一方、それらの関心が、誰であるか特定できる少数の人から（不特定多数の人からではなく）提起された場合には、上述の追加的な要求事項を遵守することをあらゆる貿易従事者に強いるのは妥当なことでも道理にかなったことでもないということは当然のことであるといえる。もし、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが一般化されれば、一般消費者は、彼らが要求をしていない又は気にもとめない事柄のために、皆が皆支払う余裕があるとはいえない超過料金をやむを得ず支払わなくてはいけなくなるだろう。これはつまり、少数の人の要求のために皆でそのコストを負担するということになろう。

21. このシステムは、任意によるリスク管理の選択肢の1つとしてのみ用いるべきであり、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングを用いる前に費用便益（コスト／ベネフィット）分析を行うべきである。費用便益分析が実施されれば、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムを実施しない場合のコストについても分析するべきである。

#### 開発途上国の現状

22. 複数の目的を果たすトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムは、とりわけ開発途上国の生産者と小規模事業者にとっては、コストがかかる可能性が大きいにある。

23. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは、開発途上国が実施する場合により困難であろう。「トレースバック」でさえ、ほとんどの農業生産が小農場で行われている開発途上国にとっては現実的でない。開発途上国に対しては経済上の配慮をするべきであり、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングはそれを使用する余裕がある産業（経営者）が選択する任意の手段としてのみ検討することができるのかもしれない。

24. 提出されたコメントの中で、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング計画を実施するために、ほとんどの場合が生産チェーン及びサプライチェーンのいくつかの責任を有する分野に細分化された関連情報を記録保持すると同時に、適切な製品の識別子（英数字コード、バーコードあるいは電子コード）が必要であると述べた。最後に、製品、その生産地、流通経路および送り先といったものの結びつきが可能となるデータを検索し調べるための仕組みが必須である。上述したことを実施するのであれば、実際に適用できる科学技術は国によって異なり、発展途上国はしばしば、主に生産チェーンの初期段階において技術的、経済的な問題に直面することを考慮に入れるべきである。

25. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは加工食品にのみ適用するべきであり、一次食品および一次加工品（primary foods and processes）は除外するべきである。

26. 製品の信頼性を明確にするための、政府が規制したトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムは、「有機」食品を市場に出し、輸出をしたいと考えている開発途上国の利益に

なるであろう。このような規制はいくつかの途上国で実施されている。

#### 別の選択肢のシステム

27. HACCP システムは類似の記録の保管を要求し、食品の安全のリスク管理に必要な手段を提供するものである。コーデックスの食品衛生の一般原則は、フードチェーンを通してあらゆる食品に適用できるトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムを構築するのに不可欠な記録保管の要素をすでに含んでいる。

#### トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが選択のための手段である場合の状況を特定するためのガイドライン

28. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングはそれ自体では製品の安全性を保証するの不可能である。トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは単独の活動ではない。すなわち、より広範な食品の管理システムの中で適用される 1 つの手段なのである。

29. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの各要素についての特定と適用の必要性および範囲については、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングが実施される食品の管理システムの目的に従ってケースバイケースで考慮するべきである。

30. 提出されたコメントの中で、製品の安全性を保証するためにコーデックスのルールの下で既に制定されたものとは異なる要素を用いることが必須であり、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの手続きを用いる必要がある場合、製品の種類、ケースバイケースで推進、評価される具体的な安全性の目的、リスクが特定されているチェーンの結びつき、別の措置（もしあれば）など、こういったものが考慮されるべきであるということを喚起するメンバーもあった。

31. 強制的なトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングシステムが実施されるべきか否かという判断は、このようなアプローチが食品の管理システムの目的を達成するのに必要であるかどうかに基づくべきである。

32. 食の安全以外の目的のためのトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの適用に関して、衛生当局の法的権力が考慮されるべきであり、また多くの国がトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの法的規制を行い、消費者の健康を守る以外の状況に対応するために制裁措置をとるということをしていないことを述べるメンバーもあった。

33. トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの包括的な適用は、求められる目的を果たさないであろう。そのため、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングは厳密にケースバイケースで適用すべきである。